2　放棄・取下債権の取扱
更生債権等の確定日の翌日である平成21年８月４日以降、更生計画認可決定日までに更生担保権・更生債権の放棄又は取下がなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、残債権額を基準として行う。
3　債権譲渡等の取扱
平成21年８月４日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準とする。
4　端数処理
弁済額の計算において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

第４章　未確定更生債権等の措置
第１節　更生債権等査定の申立て
別表11―１「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権及び別表11―２「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権について、管財人が同表「異議額」欄記載のとおりの異議を述べたため、各表記載の債権者から、「更生債権査定請求額」欄又は「更生担保権査定請求額」欄記載の額について更生債権等査定申立てがなされ、現在係属中である。
第２節　未確定更生債権等の措置
別表11―１「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権が確定したときは、確定した更生債権の金額に応じて、第３章第３節２の定めを適用する。この場合において、当該債権者が本未確定更生債権以外の一般更生債権の確定債権額を有するときは、合算した金額を確定債権額とみなし、第３章第３節２の定めを適用する。なお、第３章第３節２⑵②イ㈠により、株式による代物弁済を行う必要がある場合は、裁判所の許可を得た上で、更生債権が確定したときから３ヶ月を経過する日の属する月の末日にこれを行うものとする。
別表11―２「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権が確定したときは、換価予定の不動産にかかる更生担保権に準じて、第３章第１節２の定めを適用する。

第５章　株主の権利の変更
第１節　当社による株式の取得
当社は、第６章第１節２⑴及び⑵に定める株式発行の効力発生日をもって、自己株式を除く、更生計画認可決定時の当社の発行済株式全てを無償で取得する。
第２節　発行済株式の消却
当社は、第６章第１節２⑴及び⑵に定める株式発行の効力発生日に、その保有する自己株式１億3,982万4,821株を全て消却する。
第３節　資本金の額の減少
当社は、資本金の額を次のとおり減少させる。
1　減少する資本金の額
金5,000,000,000円
2　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
資本金の額の減少の効力は、更生計画認可決定日に生ずる。

第６章　株式の発行
第１節　払込みによらない株式の発行
1　定款の変更
当社は、定款の一部を第９章に定めるとおり変更し、当社の定款に普通株式のほか、取得条項付株式並びに議決権のない取得条項及び取得請求権付配当優先株式（その内容は、別表16第６条及び第12条から第18条に記載する。以下、取得条項付株式を「A種類株式」、議決権のない取得条項及び取得請求権付配当優先株式を「B種類株式」と称する。）を発行することができる旨の定めを新設する。
2　株式の発行
⑴　A種類株式の発行
当社は、次のとおり、一般更生債権者に対して、払込みによらないで、株式を発行する。
①　株式の種類及び数
A種類株式とし、株式の数は、管財人が裁判所の許可を得て定める数とする。
②　株式の発行により増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金及び資本準備金の額は、会社法及び会社計算規則に基づき計上可能な金額の範囲で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。
③　割当方法
当社は、裁判所の許可を得て、別表10―１「一般更生債権弁済計画表」の確定した基準更生債権額3,000万円超の債権者に対して、第３章第３節２⑵②イに定めるところにより発行する株式のうち、２割の株式数につき、A種類株式を割り当てる。なお、A種類株式の割当株式数の計算において生じる１株未満の端数は切り下げる。
また、一般更生債権者１名に対して割り当てるA種類株式の株式数は、本節で発行するA種類株式全部の５％相当の株式数を上限とし、それを超える場合には、超える部分につきB種類株式を割り当てるものとする。その内訳は別表15「払込みによらない株式割当表」のとおりである（ただし、更生債権者が、第３章第３節２⑵②イ㈠に基づき、免除後の基準更生債権額の30％につき株式の割当を受ける権利全部、又はA種類株式の割当を受ける権利のみを放棄した場合には、別表15「払込みによらない株式割当表」の記載にかかわらず、他の各更生債権者に割り当てられるA種類株式数は、上記放棄後のA種類株式全部の５％相当の株式数を上限として算出し直すものとし、それを超える部分につきB種類株式を割り当てるものとする。）。
④　株式発行の効力発生日
上記①乃至③によるA種類株式の発行は、更生計画認可決定日の翌月の応答日から３ヶ月を経過した日の属する月の末日までの間で、当社が裁判所の許可を得て定めた日にその効力が生ずるものとし、A種類株式の割当対象となる一般更生債権者は、同日、A種類株式の株主となる。
⑵　B種類株式の発行
当社は、次のとおり、一般更生債権者に対して、払込みによらないで、株式を発行する。
①　株式の種類及び数
B種類株式とし、株式の数は、管財人が裁判所の許可を得て定める数とする。
②　株式の発行により増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金及び資本準備金の額は、会社法及び会社計算規則に基づき計上可能な金額の範囲で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。
③　割当方法
当社は、裁判所の許可を得て、別表10―１「一般更生債権弁済計画表」の確定した基準更生債権額3,000万円超の債権者に対して、第３章第３節２⑵②イに定めるところにより発行する株式のうち、原則として８割の株式数につき、B種類株式を割り当てる。なお、B種類株式の割当株式数の計算において生じる１株未満の端数は切り上げる。
また、上記B種類株式の割当てに加えて、本節２⑴⑤の定めるとおり、第３章第３節２⑵②イに定めるところにより、一般更生債権者１名に対して割当てるA種類株式の株式数が上限を超える場合には、上限を超えた株式数相当のB種類株式を割当てるものとする。その内訳は別表15「払込みによらない株式割当表」のとおりである（ただし、更生債権者が、第３章第３節２⑵②イ㈠に基づき、免除後の基準更生債権額の30％につき株式の割当を受ける権利全部、又はA種類株式の割当を受ける権利のみを放棄した場合には、別表15「払込みによらない株式割当表」の記載にかかわらず、他の各更生債権者に割り当てられるA種類株式数を算出し直すものとし、それに伴いB種類株式の割当株数も算出し直すものとする。）。